

公益財団法人新潟市スポーツ協会 賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第41条の規定に基づき、公益財団法人新潟市スポーツ協会（以下「本協会」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 本協会の目的、事業に賛同する法人、団体並びに個人は、会長の承認を得て賛助会員となることができる。

(理事会への報告)

第3条 会長は新たに前条の賛助会員（以下単に「会員」という。）となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、入会するときに年会費を、以後毎年度会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員の種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 個人会員 年額 3,000円以上
- (2) 法人・団体会員 年額 10,000円以上

(会員の特典)

第6条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本協会発行物等の提供
- (2) 本協会開催する行事等への参加
- (3) 本協会ホームページへの掲載
- (4) 10年以上の継続会員には感謝状を、20年以上の継続会員には功労賞を授与する。

(会費の用途)

第7条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退 会)

第8条 会員はいつでも退会通知を本協会に提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の場合、既納会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 3 1年間未納のものは退会したとみなす。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 財団新潟市体育協会賛助会員制度内規（平成2年6月28日）は廃止する。
- 3 一部改正（平成21年3月25日）
- 4 一部改正（平成23年1月7日）

附 則

この規程は、公益財団法人新潟市体育協会の設立の登記の日から施行する。

- 2 一部改正（平成30年7月1日）